

経営指導員の支援実態①

経営指導員としての地域経済の活性化支援業務について

- ▶ 経営指導員は、小規模事業者等の個社支援を行う中で、事業者等の所得拡大に不可欠な地域活性化支援も行う必要がある。経営指導員の半数は、地域活性化業務にも従事している。

中小企業相談所

経営支援課

地域人事課

商工観光課

経営指導員の支援実態②

通常支援先とコア支援先について

- ▶ 通常支援先、コア支援先ともに小規模事業者が80%以上
- ▶ 業種は小売業、飲食・サービス業、製造業の相談者数がほとんど
- ▶ 1件あたりの支援時間は1時間から2時間程度

経営支援の高度化・複雑化に伴い、市場調査・分析等の事前準備から事業計画策定、フォローアップ等が求められ、これまでよりも支援時間が増加している

- ▶ 平均支援期間は4年程度

区分	指導の内容別件数									合計
	経営革新	経営一般	情報化	金融	税務	労働	取引	環境対策	その他	
(小規模計)	156	2986	408	467	1294	846	97	2	970	7226
(小規模外計)	52	693	90	21	11	185	47	66	666	1831

経営指導員の支援実態③

非会員企業が相談に来た場合、会員企業を支援する場合と差はあるのか。

- ▶ 非会員企業が相談に来た場合、会員企業を支援する場合と差はない。

会員・非会員ともに業種は様々だが会議所への相談は比較的小規模事業者が多い。

よろず支援拠点との連携事例①

どのような場合に、よろずに繋ぐか。また、どのような場合に、よろずから案件が繋がるか。

<経営指導員からよろず支援拠点につなぐケース>

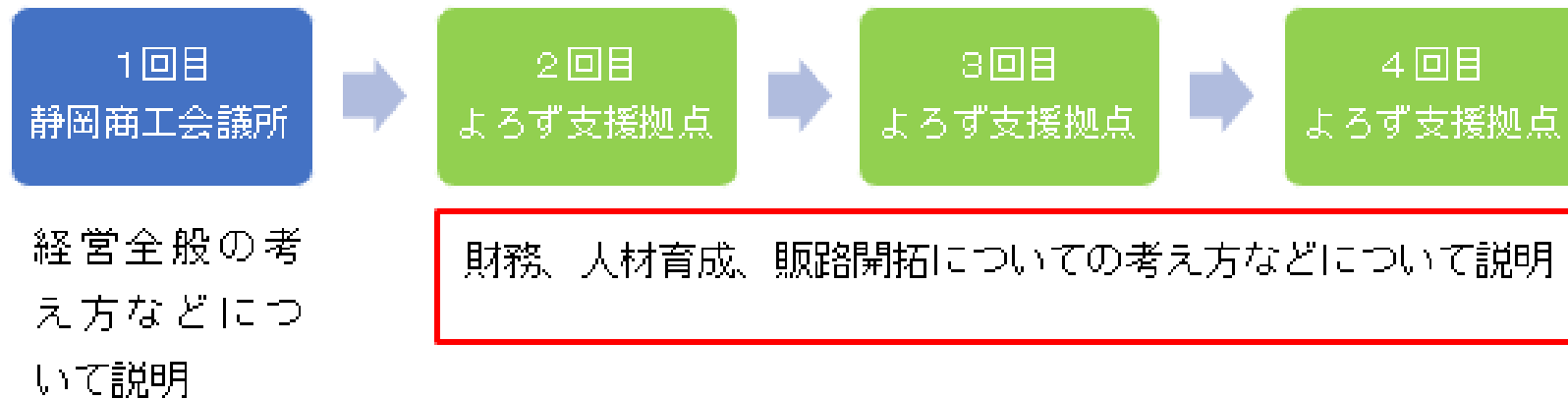
- ▶ 開業を考えている個人がインセンティブを受けたい場合の経営全般にかかる相談について（創業向けワンストップ個別相談）
- ▶ 事業者がすでに課題を認識していて、専門家の考えを聞きたい場合
- ▶ 経営指導員の知識では対応が難しい専門的な案件の場合

よろず支援拠点との連携事例①

創業者向けワンストップ個別相談

対象者：創業希望もしくは創業から5年未満の方

事業の概要：個別窓口相談において経営、財務、人材教育、販路開拓について1か月以上にわたり4回以上支援を受けた方に対して静岡市より特定創業支援事業者として証明書「認定特定創業支援等事業による支援を受けた者」が発行される。



よろず支援拠点との連携事例②

どのような場合に、よろずに繋ぐか。また、どのような場合に、よろずから案件が繋がるか。

＜よろず支援拠点から経営指導員につなぐケース＞

- ▶ 補助金を活用したいケースで、具体的な事業計画を策定する場合の手法や申請書の記載方法などの支援
- ▶ 金融支援の中でもマル経資金を活用してみたい事業者の相談